

# 建設業許可・経営事項審査の電子申請化について (JCIPの御紹介)

**令和5年1月スタート**

**建設業許可・経営事項審査の**

**電子申請が始まります！**



**建設業許可・経営事項審査**

**電子申請システム (JCIP)**

# 電子申請のメリット



## ▶▶ 会社・自宅からインターネットで申請

会社や自宅のパソコンから、インターネットで申請・届出書類を作成し、申請・届出ができますので、行政庁への**訪庁や郵送での申請・届出が不要**になります。

※従前通り、紙媒体による申請も受け付けます。 ※変更届も対象です



gBiz ID



## ▶▶ データ連携により書類の取得・添付が不要

法務省(登記事項証明書)、国税庁(納税情報)等とのデータ連携により、**当該書類の取得や添付が不要**になります。

※令和5年1月からのデータ連携は、上記に加え技術者資格情報等になります。

※デジタル庁が提供する認証サービス「GビズID」のID取得が必要となります。

※一部の手続きについてはデータ連携は行えません。





# 電子申請のメリット



## ▶▶ 外部データの取込、前回申請データの再利用

外部のアプリケーション等で作成した**データの取込**や**前回申請したデータ**を利用した**申請書類の作成**ができますので、入力の手間が省けます。



## ▶▶ エラーチェック、自動計算

**システムによるエラーチェック**や**自動計算**を行いますので、申請書類の作成に係る手間が省け、作成誤りがなくなります。

## ▶▶ 電子化の対象となる手続の範囲

※受付開始時期は都道府県によって異なります。

### ○建設業許可関係

●許可申請  
(新規許可、許可換え、般特許可、業種追加、更新)

●変更等の届出  
(事業者の基本情報、経營業務管理責任者、営業所の専任技術者、営業所の代表者等)

●廃業等の届出 ●決算報告

●許可通知書等の電子送付  
※各行政庁により取扱いは異なります。

### ○経営事項審査関係

●経営事項審査申請  
(経営規模等評価、総合評定値)

●再審査申請  
(経営規模等評価、総合評定値)

●結果通知書等の電子送付  
※各行政庁により取扱いは異なります。

## ▶▶ 取得・届出が不要になる添付書類

○バックヤード連携により、以下の添付書類の取得・提出が簡素化されます。

・**法務省(登記事項証明書)**

※令和5年1月からの対象:国土交通大臣許可・法人

・**技術検定合格証明書**



○添付の自動化により、添付書類の取得・提出が簡素化されます。

・**納税情報(法人税/所得税)**

※令和5年1月からの対象:国土交通大臣許可・法人/個人

・**納税情報(消費税及地方消費税)**

※令和5年1月からの対象:国土交通大臣許可/都道府県知事許可・法人/個人

※令和5年度からは、監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証、建設業経理士登録証等のバックヤード連携を予定

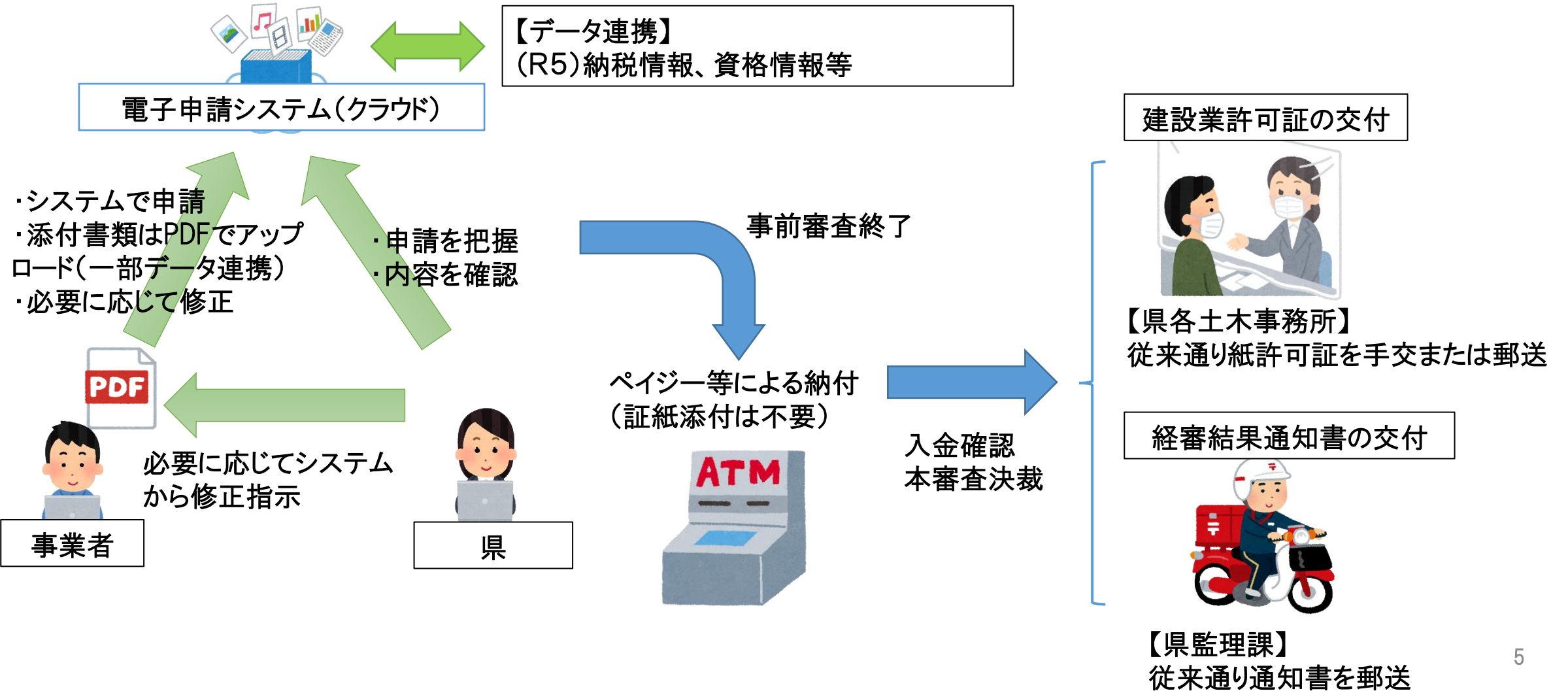
・技術検定合格証明書(令和5年1月～)

・監理技術者資格者証(令和5年度)

・建設業経理士検定試験合格証明書(令和5年度)

・建設業経理士CPD講習修了証(令和5年度)

# 電子申請システムの申請フロー(イメージ)



# 制度開始後、特にJCIPが活用され始めた手続の紹介

## 1 許可後の決算終了後変更届出書(決算報告)

- ・ 毎年度の手続のため、ルーチン化し易いが添付資料は毎年差し換え
- ・ R5.10月時点で知事許可業者は法人税納税情報が連携されていないが、連携されれば納税証明書が不要になる。

## 2 経営事項審査申請

- ・ 毎年度の手続のため、ルーチン化し易く、毎年使える資料もある



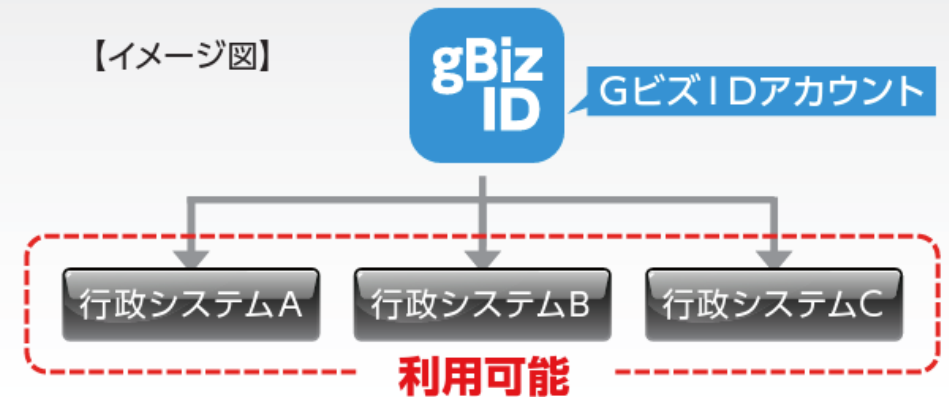
# JCIPを使うために必要なこと（GビズIDプライム）

## ▶▶ GビズIDアカウントのご用意（必須）

システムのご利用（ログイン）にあたっては、デジタル庁が提供する「GビズID」が必要になります。  
事前に「GビズIDプライム」アカウントの取得、または取得後に「GビズIDプライム」アカウントから作成した「GビズIDメンバー」アカウントをご用意ください。

※代理申請の場合も、申請者・代理人ともにIDが必要となります。

※詳細については、「gBizID」ウェブサイトに掲載されているマニュアルをご参照ください。



# gBizID(GビズID)プライムとは？

「gBizID（GビズID）プライム」とは、認証システム「GビズID」のアカウントのひとつで、「法人代表者もしくは個人事業主」用のアカウントです。

アカウント取得は、無料で行なえます。

「GビズIDプライム」を利用する場面は年々増えており、現在は次のような行政サービスで使われています。

- ① jGrants (2.0) : 経済産業省
- ② Gビズフォーム : 経済産業省
- ③ DX推進ポータル : 経済産業省
- ④ IT導入補助金2020 : 経済産業省
- ⑤ ミラサポplus : 中小企業庁
- ⑥ 令和元年度補正事業承継補助金 : 中小企業庁
- ⑦ 認定経営革新等支援機関電子申請システム : 中小企業庁
- ⑧ 事業継続力強化計画電子申請システム : 中小企業庁
- ⑨ e-Gov : 総務省
- ⑩ 社会保険手続きの電子申請 : 日本年金機構

## ①申請に必要なものを準備する

まずは、gBizIDプライム作成に必要な、次の3点を準備します。

- ① スマホまたは携帯電話
- ② 印鑑（登録）証明書（発行日から3ヶ月以内の原本）
- ③ 登録印

## ②GビズIDウェブサイトで項目を入力する

パソコンなどで、[GビズIDウェブサイト申請書作成画面](#)を開きます。

ここで各項目を入力してください。



### ③ 申請書を作成して郵送する

GビズIDウェブサイトの「gBizIDプライム申請書作成 完了（承認待ち）」画面に移るので、「申請書ダウンロード」をクリックします。

その後、申請書をコピーして保管し、印鑑（登録）証明書と申請書原本を、下記宛に郵送します。

○ 〒530-8532 GビズID運用センター宛

### ③申請書を作成して郵送する

GビズIDウェブサイトの「gBizIDプライム申請書作成 完了（承認待ち）」画面に移るので、「申請書ダウンロード」をクリックします。

その後、申請書をコピーして保管し、印鑑（登録）証明書と申請書原本を、下記宛に郵送します。

○ 〒530-8532 GビズID運用センター宛

JCIPを始めようとする事業者様は、  
まずは検索して国交省HPを御確認ください。